

橿原市世界遺産条例をここに公布する。

令和7年6月30日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市条例第25号

橿原市世界遺産条例

橿原市には、先人の営みが大地に刻まれた数多くの歴史的、文化的遺産があり、私たちにとって過去と未来をつなぐかけがえのない財産となっています。万葉の時代をしのばせる「名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）」がそびえ、その中央には我が国最初の都「藤原京」の中心であった「藤原宮跡」があります。

「飛鳥・藤原の宮都」は、6世紀末から8世紀初頭において当時の中国・朝鮮半島諸国との交流のもと、日本で初めて中央集権体制に基づく宮都が誕生し成立した過程を示す、地下に埋蔵された考古学的遺跡群です。これらの遺跡は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的な意義である顕著な普遍的価値を有し、世界遺産として登録されるべきものです。

私たちは、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで飛鳥・藤原の地域における人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく寄与していることを忘れてはなりません。

このような認識のもと、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく遺産の保存と活用を行い、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、世界遺産の保存及び活用について、基本理念を定め、並びに市の責務、所有者の責務、権利者の責務及び市民等が担う役割を明らかにするとともに、市の基本的施策に関して必要な事項を定めることによって、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界遺産 世界遺産条約履行のための作業指針（以下「作業指針」という。）に定める暫定リスト（世界遺産一覧表に記載された場合においては、世界の文化遺産及び

自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表とする。)に記載されている「飛鳥・藤原の宮都」の資産のうち、市内に有する「菖蒲池古墳」、「藤原宮跡」、「大官大寺跡」及び「本薬師寺跡」をいう。

(2) 顕著な普遍的価値 作業指針に定める顕著な普遍的価値をいう。

(3) 所有者 世界遺産において所有権を有する者をいう。

(4) 権利者 世界遺産において賃借権、地上権等の所有権以外の権利を有する者をいう。

(5) 市民等 市民、市内で事業を営む者及び市内への来訪者をいう。

(基本理念)

第3条 世界遺産の保存及び活用は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上させ、将来の世代へ確実に引き継いでいくことを旨として行われなければならない。

2 世界遺産の保存及び活用は、市内における生業、暮らし及び自然環境により形成された世界遺産が有する顕著な普遍的価値に寄与する風致及び景観を維持し、又は向上させていくことを旨として行われなければならない。

3 世界遺産の保存及び活用は、市、国、関係地方公共団体、所有者、権利者、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者の相互緊密な連携のもとに、行われなければならない。

(共通の責務)

第4条 何人も、世界遺産の保存及び活用においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の保存及び活用に関する施策を総合的に企画及び実施するものとする。

(所有者及び権利者の責務)

第6条 所有者及び権利者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の特性に応じて、その有する権利の範囲内において世界遺産を適切な管理のもとに保存及び活用するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、世界遺産において定められた遵守すべき事項を遵守し、世界遺産の保存及び活用のために講じられる取組に協力するものとする。

3 市民等は、世界遺産の周辺の環境の保全に影響を及ぼすことがないよう十分に配慮するものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、世界遺産の適切な保存及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解促進のために必要な措置を講ずるとともに、市民等に対しその学習の機会及び情報の提供等を行うものとする。

3 市は、世界遺産並びにその保存及び活用に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(区域の指定)

第9条 市長は、世界遺産において、その顕著な普遍的価値の保護のために特に必要があると認める区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をする場合は、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 第1項の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、区域の追加及び解除について準用する。

(事業事前相談)

第10条 前条第1項の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長が定める事業事前相談書を市長に提出しなければならない。

(1) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合に同項において準用する同法第92条第1項の届出

(2) 文化財保護法第94条第1項に規定する通知（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第1条に定められた法人が行う場合に限る。）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる行為のうち当該行為を行わなければならない日の最も遅い日が前条第2項の告示（前条第4項において準用する場合（追加する場合に限る。）を含む。）の日から起算して90日以降となるものについて適用するものとする。

3 第1項の事業事前相談書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 市長が定める遺構保護同意書を添付する場合 第1項各号に掲げる行為の30日前
- (2) 市長が定める遺構保護同意書を添付しない場合 第1項各号に掲げる行為の60日前

4 市長は、第1項の規定による事業事前相談書の提出があった場合には、当該事業事前相談書を提出した者に対し、市長が定める意見書により必要な措置等について通知するものとする。

5 第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その届出又は通知に前項の意見書を添付して提出しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。